

# マンション等集合住宅建設にかかる事前協議要領

平成20年4月 改正

横浜市教育委員会事務局

## 1 趣 旨

横浜市教育委員会事務局学校計画課では、児童・生徒数の急増の原因となる住宅の開発について、開発事業計画の初期段階において、横浜市開発事業の調整等に関する条例に基づく標識設置届により、把握につとめております。これと併せて、一定規模の住宅開発についてはより詳しい情報が必要となるため、届出をお願いするものです。なお、学校の受入状況により、事前に協議・調整をお願いする場合がありますので、御協力ください。

## 2 届出の対象及び協議・調整

原則、50戸以上(戸建住宅・宅地分譲は30戸以上)の住宅(ただし、次の3に該当するものは除く)を建設する場合は、「集合住宅等建設計画届出書」(別紙様式)により、計画内容を当課に届け出るとともに、建設予定地に該当する小・中学校の受入状況について確認し、必要に応じて協議・調整をお願いします。計画変更の場合もまた同様です。

※地域の状況により、対象戸数未満でも提出いただく場合があります。

## 3 適用対象外

单身寮・事務所・店舗等は、児童・生徒の居住が通常見込まれないため、適用対象外です。

同様に、住宅の規模が1K 又は1DK で、かつ、この住居専有面積が 30 m<sup>2</sup>以下の場合は単身者住宅とみなし、適用対象外とします。

## 4 増改築

増改築の場合の建設戸数については、現存する建物戸数を除き、新たに追加される戸数を対象とします。

## 5 記入上の注意

- (1) 建設計画が決定した段階で提出してください。
- (2) 1計画に、1枚使用してください。
- (3) 計画場所の位置図(案内図)を添付してください。
- (4) 計画を変更したときは、改めて届け出てください。

【提出先】 学校計画課

TEL 045-671-3252

FAX 045-651-1417